

第50号議案

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保証人2人が連署した請書」を「緊急時の連絡先等を記載した請書」に改める。

別表亀岡市蕨田野町天川の項中「6戸」を「5戸」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第6条の規定により提出された請書は、改正後の第6条の規定により提出されたものとみなす。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 蘄田野町天川に設置している特定目的住宅1戸について、老朽化に伴い用途廃止すること。
- 2 市営特定目的住宅への入居に際し、保証人の選任を不要とすること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。